

刊行によせて

本書は、目下、刑法学の最前線において活躍されている若手研究者によって執筆された、初学者のための刑法総論のテキストです。同時に、学術的にも一定の水準を堅持することにも腐心した理論書という、もう1つの別の顔もっております。

本書の基本構想は、私の弟子の小島秀夫君（明治学院大学法学部教授）の発案に基づき、私の後任者である川口浩一先生（明治大学法学部教授）や私の助言・提言などを踏まえつつ、徹底的な討議を重ねたうえで以下のように練り上げられました。

すなわち、第1に、本書は、初学者であっても真摯に努力しさえすれば、必ず理解できる内容であるということ、第2に、学習意欲旺盛で純真な方々に対して、余計な紋切り型の先入観を決して与えないということ、第3に、最先端の刑法理論の成果についても、できる限り論及し、しかも基本判例や具体的な用例などを示してわかりやすく解説するということ、第4に、見た目は入門書ではあるが、一定の学術的な水準を堅持するということ、したがって最新の理論や比較法的な知識などについても可能な範囲でわかりやすく解説するということ、加えて特定の見解、とりわけ筆者の主張を決して読者の皆さんに強引に押し付けるのではなく、むしろ反対仮説に対しても最大限の敬意を表しつつ解説することによって、聡明な読者の皆さんに、理性的な自己主張を展開するための方法論的な手立てを提供することなどを重要な目標と致しました。

さらには、私たちは、何よりもいわゆる「権威に基づく虚偽論法」という論証法を極力排除いたしました。この権威に基づく虚偽論法というものは、哲学的論証理論においては、その内容的正当性を全く問うことなく、したがって十分に論証されていない通俗的で表面的な形式的権威のみに依拠して自らの主張内容を正当なもののみなしてしまうような論証法のことを意味しております。

例えば、あの天下の副将軍、徳川光圀（水戸の黄門様）が、物語での話ではありますが、自らの印籠を示して「これが目に入らぬか」と言って大見得を切

ることで相手を一方的に服従させてしまうような論証法のことを意味しております。法律学では、「判例／通説」（通説判例）という言葉（印籠）がありますが、判例／通説であるということだけで一定の主張を学問的にも正当／正統なものとみなしてしまうとすれば、これはまさに水戸黄門流の「権威に基づく虚偽論法」そのものを実践してしまうことになるでしょう。

ともあれ、以上のような、私たちの少々欲張りな目標が達成されるか否かは、聡明で誠実な読者の皆さんのご判断に委ねますが、少なくとも「楽しくなければ学問ではない」という私たちの熱いメッセージだけは、読者の皆さんに必ず受け入れてもらえるのではないかとひそかに考えております。本書が皆さんの学習意欲を少しでも高めることができるとすれば何よりも幸いです。

最後になりましたが、本書の作成に当たっては、法律文化社の梶原有美子さんと八木達也さんより、きめの細かい種々のご教示を賜りました。この場をお借りして梶原さんと八木さんに心より御礼申し上げる次第です。

執筆者に代わって

増田 豊（明治大学名誉教授）